

令和2年4月8日

保護者各位

青森県立青森北高等学校
校長 高谷 悟

学校再開における感染症対策等の留意点について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

さて、本校では令和2年4月7日に入学式を終え、学校を再開しております。

つきましては、生徒の感染症防止の観点から、県教育委員会の通知を元に生徒の通学等における留意事項等下記のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

今後も最善を尽くしながら教育活動に努めて参りますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 公共交通機関等を利用しての通学

- (1) バスや電車の中では、会話を控える。間近で会話や発生をする密接場面を避ける。
- (2) くしゃみや咳が出る時は、以下の3つの咳エチケットを行う。
①マスクを着用する ②ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う ③袖で口・鼻を覆う
- (3) バスや電車のつり革及び降車ボタン等での接触感染を防ぐために、公共交通機関等を利用する前後は、必ず手洗いを行う。
- (4) 公共交通機関等は、可能な限り、混み合う時間帯を避け利用する。

2 登校前の健康観察の徹底

- (1) 起床後、自宅にて必ず検温し、毎日記録する。
- (2) 発熱等がある場合は、無理に登校せず、自宅にて休養する。

3 発症者・濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 発症者は、治癒するまで出席停止となります。
- (2) 濃厚接触者と特定された場合は、2週間の出席停止となります。
- (3) 濃厚接触者として特定されていない場合でも、同居する家族等が濃厚接触者として特定されたこと等に伴って、保護者から、出校させない意向が示された場合や感染が心配で登校させたくないと言われた場合には、校長の判断により、出席停止の扱いとすることができる旨、県教育委員会から通知がきております。